



2026年6月26日

各 位

上場会社名 ダイハツインフィニアース株式会社
代表者 取締役社長 堀田 佳伸
(コード：6023 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 浅田 英樹
(TEL. 06-6454-2331)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月17日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 34,600株
(3) 処分価額	1株につき2,561円
(4) 処分価額の総額	88,610,600円
(5) 処分予定先	当社の処分期日時点での取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く) 6名 18,200株 当社の上記時点での取締役を兼務しない執行役員および理事 13名 16,400株

2. 処分の目的および理由

当社は、2019年5月20日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

その後、当社は、2026年6月26日開催の第66回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行するとともに、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する本制度に係る報酬枠として、年額80百万円以内の株式報酬枠を設定すること、割り当てる譲渡制限付株式の総数として年12万株を上限とすること等についてご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、対象取締役6名に対しては、当社第66回定時株主総会

から2027年6月開催予定の当社第67回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、当社の取締役を兼務しない執行役員および理事13名に対しては、当社第67期事業年度（2026年4月1日～2027年3月31日）における各割当対象者の契約期間または役務提供期間に応じた譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権合計88,610,600円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式34,600株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるといふ本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は30年間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026年7月17日～2056年7月16日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、割当対象者ごとに定める対象期間の末日の前日までに、当社における当該割当対象者の地位を退いた場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、割当対象者の区分に応じて定める対象期間の末日まで継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員または理事の地位にあったことを条件として、当該対象期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満

了する前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員および理事を退任した場合には、各割当対象者に係る譲渡制限付株式報酬の対象期間の開始月から退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、各割当対象者に係る譲渡制限付株式報酬の対象期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,561円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上